

第52回遠野市農業委員会総会議事録

日時 平成25年7月25日（木）

午前9時30分

場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

会議出席委員

1 阿部正嗣	2 山崎登久昭	3 多田靖志	4 阿部儀信	5 似田貝順一
6 菊池次男	7 白岩正義	8 佐々木豊子	9 昆野征策	10 佐々木恵美子
11 菊池敦子	12 江川幸男	13 綱木秀治	14 菊池正明	15 新田佐悦
16 佐々木収一	17 菊池昇	18 太田代良市	19 松田欣一	20 菊池一勇
21 古屋敷徳夫	22 齋藤晴夫	23 奥寺晴夫	24 森川亦	25 白金英子
26 細川幸男	27 君崎敬孝	28 菊池政實	29 菊池孝	30 濱田平八郎
31 北湯口進				

欠席届出 6番 菊池次男委員 15番 新田佐悦委員

遅刻者 なし

早退者 なし

事務局 佐々木敦緒事務局長、菊池徳明事務局次長兼農地係長、小倉匠農業振興係長

関係機関 なし

議事日程

1 開会

2 農業委員会憲章朗唱

3 事務事業経過報告

4 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農政専門委員会に付議した事項について

報告第4号 農地専門委員会に付議した事項について

5 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名及び会議書記の指名

日程第2 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について

日程第4 議案第24号 遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定について

日程第5 議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第6 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- 日程第7 議案第27号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
- 日程第8 議案第28号 遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について
- 日程第9 議案第29号 第58回岩手県農業委員大会の要請議案について
- 日程第10 議案第30号 遠野農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正について

6 協議事項

協議第1号 平成25年度家族経営協定の推進について

7 その他

8 閉会

議 長	(午前9時30分) おはようございます。第52回遠野市農業委員会総会に雨の中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。このところ長雨が続きまして、気分的にも曇りがちであります。まだ雨は続くとのことで、情報によりますと今夏は低温であるようでございます。とにかく秋に向けて、やや不安な気持ちもありますが、そうならないように祈るばかりです。本日は総会議案と、家族経営協定の推進についても協議事項になっておりますし、この間、農業者年金の推進会議もございました。盛りだくさんとなっております。速やかに進めたいと思っておりますので、どうぞご協力のほど、お願いいたします。簡単ですが、挨拶とさせていただきます。
議 長	それでは、これより第52回遠野市農業委員会総会を開会いたします。本日の議案は9件、協議事項が1件です。慎重にご審議願います。
議 長	【開 会】 本日の出席委員は、31名中29名であります。遠野市農業委員会会議規則第11条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。 欠席の届出は、6番菊池次男委員、15番新田佐悦委員であります。
議 長	【農業委員会憲章朗唱】 議事日程に入るに先立ち、農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を、22番齋藤春夫委員にお願いいたします。 (「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)
議 長	【事務事業経過報告】 次に、事務事業経過報告を、事務局長をして、報告いたします。
事 務 局 長	はい、議長。遠野市農業委員会の事務事業経過について報告いたします。 (以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)
議 長	【報告事項】 次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告及び、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを、事務局から報告いたさせます。
事 務 局 長	はい。それでは報告第1号についてご説明いたします。 (以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)
農 地 係 長	はい、続いて報告第2号でございます。 (以下「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明により記載省略)
議 長	次に、報告第3号、農政専門委員会に付議した事項について、農政専門委員会委員長から報告いたします。
農政専門委員 長	はい。報告第3号農政専門委員会に付議した事項について。平成25年7月18日、第1回農政専門委員会において協議した内容について、本総会にて報告いたします。 内容としましては、岩手県農業委員大会に提出する議案、要請事項についての協議であります。これは、上閉伊地区の大会と併せて要請するものです。協議事項は4項目、その他については遠野市独自の鳥獣被害などがありますが、これから提案します議案第29号で取りまとめしておりますので、その際にご検討いただければと思います。なお、各委員の全体の意見を集約しまして、それら意見の取りまとめにつきましては、従来は事務局で要請文を作成しておりましたが、今回は先ほど事務局からも連絡ありました通

	<p>り、協議した内容について、菊池孝副委員長を中心にして検討委員4名で議案の審議をいたしまして、出された内容について要請文を作成し、今回、提出しておりますことを申し添えておきます。</p> <p>次に菜の花事業の展開についてですが、従来は遊休農地対策として重要であるということから3.6ヘクタールの対応をしてきましたが、これからは、転作対策としての考え方も進めないと面積拡大につながらない、ということもございますし、分散作付けなどにもならないように注意しながら、規模拡大に繋げていく必要があるとの意見も出されておりました。これらを注意しながら継続していきたいと思っております。</p> <p>そのほか、農業委員と認定農業者協議会の役員の方々と意見交換をしましたが、農業委員はほとんど出席しましたが、肝心要の認定農業者が少数であり、意見交換にならなかったという反省もありましたので、今回は、集落営農組織やその辺も含めて、意見交換を行いたいと思っておりますし、意欲的な農家や団体などをお招きして研修するのも良いし、特にも、青笹で先進的に取り組んでいる多田克彦さんも、地域として大変参考になる方ですので、そういった個人的な研修も検討していきたいという話も上がりました。</p> <p>これからも農政専門委員会の活動に、皆様のご指導、ご協力をお願いいたします。以上、報告といたします。</p>
議 長	<p>はい、農政専門委員長より報告がございました。農政専門委員の皆様は大変ご苦労様でございました。</p>
議 長	<p>次に、報告第4号、農地専門委員会に付議した事項について農地専門委員会委員長から報告いたします。</p>
農地専門委員 長	<p>はい。農地専門委員会に付議した事項について報告いたします。平成25年7月23日に開催いたしました、平成25年度第2回農地専門委員会にて協議した内容について、本総会に報告いたします。この協議内容は、平成25年7月16日付けで遠野市長より意見聴取がありました、遠野農業振興地域整備計画変更案について協議したもので、委員長、副委員長、担当地区委員による現地確認、および協議の結果、変更計画案は妥当であると判断いたしました。内容につきましては、この後の議案でご審議いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上、農地専門委員会の報告といたします。</p>
議 長	<p>ただいま農地専門委員長より報告がございました。農地専門委員の皆様、大変ご苦労様でございました。</p>
議 長	<p>【議事日程】 これより本日の議事日程に入ります。</p>
議 長	<p>【日程第1】 日程第1、議事録署名人の指名及び会議書記の指名を行います。 議事録署名人には、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認め、議事録署名人に、23番奥寺晴夫委員、24番森川亦委員、会議書記に、事務局小倉匠君を指名いたします。 次に、議事参与の制限についてです。議案に関係する委員は発言をご遠慮願います。</p>
議 長	<p>次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局に求めます。</p>
農地係 長	<p>はい、それでは議案総括表の説明をいたします。 （以下「第52回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」説明により記載省略）</p>

議長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第22号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。</p> <p>なお、農業者年金受給に伴う使用貸借権の設定等については、現地確認の説明を省略いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議案第22号について説明いたします。</p> <p>1番。</p> <p>借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。</p> <p>●●町7筆、8,292㎡。</p> <p>農業者年金受給による使用貸借の再設定です。貸人は、農業者年金受給のため、後継者である子に貸し付けるものです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。以上でございます。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。なお、発言する際は議席番号を述べてからお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第22号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第22号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第23号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。なお、親子間の贈与については、現地確認の説明を省略いたします。事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、それでは議案第23号についてご説明いたします。</p> <p>1番。</p> <p>受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。</p> <p>●●町17筆、24,804㎡。生前一括贈与です。</p> <p>2番。</p> <p>受人。●●町、●●●●。渡人。●●●●、●●●●。</p> <p>●●町2筆、1,138㎡。売買です。</p> <p>3番。</p> <p>受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。</p> <p>●●町2筆、8,584㎡。贈与です。</p> <p>1番、譲受人は、現在も譲渡人の農業に従事しているものですが、譲渡人が高齢により耕作が困難になったため、長男に生前一括贈与するものでございます。</p> <p>2番、譲受人は、XXXXXXXXXX今回申請する農地に隣接した住宅を購入し入居済みであり、新規就農するものです。譲渡人は、離農するため農地を売り渡すものです。</p> <p>3番、譲渡人は、高齢のため後継者の孫に贈与するものです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えられます。以上でございます。</p>

議 長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第25号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議案第25号について説明いたします。 1番。 申請人。●●町、●●●●。 ●●町6筆、8,165㎡。植林です。 2番。 申請人。●●町、●●●●。 ●●町1筆、12㎡。通路です。</p> <p>1番、申請人は、高齢のため管理できないため、植林するものです。 申請地は、特定土地改良事業等を実施していない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題はないと考えます。</p> <p>2番、申請人は、隣接する共同住宅の敷地の出入り口として道路を拡幅するものです。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であることから、農地区分は第1種農地と判断しました。第1種農地は原則不許可ですが、申請にかかる農地は既存の施設の拡張に該当し、転用に問題はないと考えます。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町、お願いします。</p>
13番委員	<p>13番綱木です。私は当日の現地確認に参加できなくて、あとで行って現地を確認いたしました。最初2人で見た結果、問題はないということでしたが、私も確認のために一昨日行って参りまして本人にも会いました。このあたりはもう山になっております。そして田んぼは沢沿いであって、昔はピーマンなどやっております、今は高齢となり後継者もおらず、このままで行けば遊休農地や植林ということでしたが、ご本人も山仕事で馬を飼っております、植林したほうが良いということでの、今回の植林です。環境としては何ら問題ないと判断いたしました。以上です。</p>
事 務 局	<p>はい、続きまして●●町、お願いします。</p>
14番委員	<p>はい。14番菊池です。当日、事務局1名と担当地区委員3名で現地確認して参りました。ここは以前、駐車場として利用するというので宅地転用してあった土地に隣接しております。その土地は、以前から持っていた土地ではなく買い受けた土地であったために、この12㎡1筆が分かれているということをその時点で知らなかったもので、このわずかな土地1筆分が残っていたというのが現状です。気付いたことにより今月転用を申請した、ということです。12㎡分が赤線の道路沿いに細長く残っております、実際はもう駐車場のよう状態にはなっておりますけれども、なんら問題はないことを確認いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。 現地確認結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 ございませんか。 （「なし」の声あり） 質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>お諮りいたします。 議案第25号は原案のとおり「可」することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって、議案第25号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第6】 日程第6、議案第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。それでは、議案第26号について説明させていただきます。</p> <p>1番。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町1筆、965㎡。建設機械置場です。売買です。</p> <p>2番。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町1筆、779㎡。農家住宅の建築です。使用貸借となります。</p> <p>3番。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町1筆、330㎡。一般個人住宅。売買です。</p> <p>4番。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町1筆、265㎡。一般個人住宅の売買です。</p> <p>5番。 譲受人。●●市、●●●●。譲渡人。●●市、●●●●。 ●●町1筆、861㎡。一般個人住宅の売買です。</p> <p>6番。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町1筆、368㎡の内82㎡。工事用道路及び資材置場の一時転用の賃貸借です。</p> <p>7番。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町1筆、1,263㎡。小売店舗の賃貸借です。</p> <p>1番、譲受人は、●●●●を起業したことに伴い、建設用機械置場を整備するものです。 申請地は、特定土地改良事業等を実施していない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。</p> <p>2番、譲受人は、現住宅が老朽化したため新たに農家住宅を建築するものです。なお、申請地は平成●年●月●日付で農振農用地からの除外が決定されており、生活雑排水は浄化槽で処理することとなっております。</p> <p>申請地は、特定土地改良事業等を実施した農地であることから、農地区分は第1種農地と判断しました。第1種農地は原則不許可ですが、住宅等で集落に接続して建築することから、転用に問題は無いものと考えます。</p> <p>3番、譲受人は、現在の借家が狭小となったため新たに自己住宅を建築するものです。申請地は、都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は許可することができることとなっております。</p> <p>4番、譲受人は、●●●●用地として現住宅が収容されたため、新たに自己住宅を建築するものです。 申請地は、都市計画法上の用途地域内の農地であり第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は許可し得ることから、転用に問題は無いものと考えます。</p> <p>5番、本申請は、先月の総会で事業計画変更を申請し、岩手県から承認されたもので</p>

	<p>これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 （「なし」の声あり） それでは発言がないようですので、質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第26号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって、議案第26号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第7】 日程第7、議案第27号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
農 地 係 長	<p>はい。それでは、議案第27号について説明させていただきます。 1 番。 願出人。●●町、●●●●。 ●●町1筆、704㎡。宅地でございます。 昭和●年ころから作業小屋等の農業用施設を建築し、現在に至っております。農地法の手続きが必要なことを知らなかったという事ですが、宅地であることを確認しております。 2 番。 願出人。●●町、●●●●。 ●●町1筆、314㎡。山林でございます。 昭和●年ころから水利不便のため不耕作となり、現在に至っております。農地法の手続きが必要なことを知らなかったということです。現地確認にて、山林であることを確認しております。 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認の結果について報告をお願いします。●●町、お願いします。</p>
1 3 番 委 員	<p>13番綱木です。こちらは●●の●●君の土地でございまして、親父さんではなく息子さんがやっているもので、後々はここに新しく農業施設を建て替えて欲しいと言ったようで、宅地であることを確認しております。何ら問題はありませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>それでは●●町、お願いします。</p>
1 8 番 委 員	<p>はい、18番太田代です。現地を確認いたしました。ここにも書いてあります通り、湿地の状況がひどいということもありますし、かなりの大木がなっている場所でした。これを農地に直すというのは、まず不可能であるという判断をして参りました。この申請通りに可決していただきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>はい、現地確認の結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 ございませんか。 （「なし」の声あり） 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第27号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）</p>

議 長	<p>分かりました。それでは、ただいま委員長より報告がありました通り、現地は地域の担当委員さんも一緒に確認なさったということですので、これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>それでは発言がないようですので、質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第28号は原案のとおり「異議なし」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第28号は原案のとおり「異議なし」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第9】</p> <p>日程第9、議案第29号、第58回岩手県農業委員大会の要請議案についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農業振興係長	<p>それでは、議案第29号についてご説明いたします。15ページをお開きください。</p> <p>（以下、資料「第58回岩手県農業委員大会要請議案」説明により記載省略）</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。</p>
13番委員	<p>はい、お願いします。</p>
議 長	<p>綱木委員、どうぞ。</p>
13番委員	<p>13番綱木です。3番の「農村の振興に関する事項」の「農地・水保全管理支払交付金」について、私が勉強不足なのですが、土手とか河川とかは、水管理や中山間地などやっておりますが、面積に含まれていますか。畑や水田の面積だけでの交付金でしょうか。</p>
農業振興係長	<p>農地・水環境保全対策から継続したものですので、面積としては田畑、それから用水路といった部分が含まれますが、河川等は含まれません。</p>
13番委員	<p>やりたい地域があるのですが、河川をきれいに刈っているんですけど、そういう助成がないかと思い質問いたしました。分かりました。</p>
議 長	<p>よろしいですか。では、他にございませんか。</p>
事務局長	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局長	<p>説明がやや不十分であったかと思しますので補足させていただきます。中山間地域等直接支払制度というのは、急傾斜地と、まあ緩傾斜地もありますが、急な中山間地帯に対して維持管理する助成金であります。農地・水保全管理の方は、平場です。農地ということですから、中山間の平場対策事業と考えていただきたいと思います。ただいま綱木委員から質問がありました河川の草刈りの助成は、こちらとは別であり、一級河川であれば県管理、準用河川であれば市管理ですから、そちらのほうの事業で考えていただければ良いかと思います。</p>
議 長	<p>綱木委員、ご理解いただけましたか。</p>

13番委員	分かりました。
議長	<p>その他、ございませんか。 (「なし」の声あり) 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第29号は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、議案第29号は原案のとおりと決しました。</p>
議長	<p>【日程第10】 日程第10、議案第30号、遠野市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい。それでは、議案第30号について説明させていただきます。 (「遠野農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正について」説明) これにつきましては、平成24年9月25日に制定した、遠野市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正については、岩手県農業会議が7月15日を「農地の日」と定め、農地パトロールの期間を7月から11月と改めたこと及び耕作放棄地全体調査要領の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。 先ほど説明いたしました改正部分につきましては、18ページのアンダーライン部分となっております。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。</p>
20番委員	はい、20番菊池一勇です。
議長	お願いします。
20番委員	<p>こういう発言はよろしくないかもしれませんが、平成25年度の農業委員会の姿勢についてということになるのですが、この実施要領の趣旨の中に、「食料の生産基盤である優良農地の確保」とあります。遊休農地や荒廃農地を耕作地に変える活動の一環に、遠野市には遊休農地がこのくらいありますよと面積が出ていますね。何%が遊休農地であると数字が出ています。それを農業委員会が一生懸命努力して、遊休農地を何%解消するか撲滅するか活動があります。その中で、確かに農地ではあるが、誰がどう見てもいずれ荒廃地になるだろう、という農地もあります。そういう農地を、もう少し活動に含められないかと、復元できない農地に対しては非農地通知を出すという方法もあるわけですから、それも農業委員会の使命としたらいかがでしょうか。遊休農地の解消ばかり、荒れた農地を解消しましょうと、もちろんそれらも必要ですが、非農地通知を積極的に使って進めることも農業委員会の一つの方策として載せたらどうでしょうか。書類上はあまりうまくないというのは分かります、しかし、誰が見ても無理だという農地は、恐らくかなりの数があると思います。いかがでしょうか。</p>
議長	<p>おっしゃる通りと思いますが、非農地通知を出すのは山あいの開田した部分にいっぱい作った田んぼが主です。例えば仮にですが、平場の田んぼに荒地が出た場合、非農地として判断することができません。今の意見はそうではなく、誰が見ても荒地の、ということでしたか。</p>

20番委員	<p>そうです。湿地であるとか、農地として復元できないところ。いつまでも耕作放棄地として抱えて、問題にして、取り組んでいくよりはと思いました。</p>
議長	<p>確かにそうです。今度の非農地通知あるいはパトロールというのは、いわゆる赤判定になったものを端的に山に返す、それが目的と思っています。ですから一勇委員が今おっしゃったような、誰が見ても農地にはならないといった荒地は、速やかに前の状態に戻して行くのが本筋と私は思っております。ですから、今年もいろいろとパトロールを行うわけですが、そういう部分があれば山に返すべきと思っています。そうでないと今おっしゃったように、耕作放棄地、遊休農地、言葉は変わってきますが荒廃農地が、まったく減らないということになります。そういう感覚で行きます。</p>
事務局	<p>大変恐縮であります。事務局の見解として意見を申し述べるということは本来やるべきことではないとは思いますが、ただ今の会長の考え方と違った内容でお話しはできませんけども、一勇委員のおっしゃった内容は、大変重要ではないかと事務局として受け止めたところであります。それは、今の農業行政の中で、山あいの農地、水田であろうが畑であろうが、当時は、二町歩あれば子供を大学までやれるというのが稲作農業、水田農業でした。今はそうはいかない現状となっており、開田された田んぼが荒廃し、それを復元となると農家にとってはかなり厳しいということでもあります。農業委員会として、言葉に出して進めることはいかがなものかとは思いますが、長野県では、山あいはどんどん農地以外にしています。また、今回、研修に行って参りました五所川原市では、平野部ではあるのですが、耕作放棄地が少ないのです。なぜ少ないのかというと、山あいは徹底して非農地にしてきたということです。これは事務局内でお話しがあったことで、なるほどなぁと感じとったところです。</p> <p>優良農地の定義ですが、優良農地というのはほ場整備を実施した農地、または一団とまとまっている農地でありますので、不良という言葉があるかどうか分かりませんが、それ以外の農地につきましては、今度の農地パトロールでは、事前に農業委員さんに、これはどうしようもないという部分を見つけていただいて、そこに案内していただければ、農業委員さんの指揮に基づいて、事務局で調査し記録していきたいと思っております。</p> <p>なお、農業者年金の経営移譲または生前一括贈与等をしている土地については、受贈者については、農業経営をするという前提で受けておりますので、荒らすことができないことになっております。農業者年金の経営移譲をした場合は、受けた方はきちっと農業することが建前ですから、全部があてはまるわけではないということもご承知いただければと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、他にございませんか。 （「なし」の声あり） 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第30号は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって、議案第30号は原案のとおりと決しました。</p> <p>以上で本日の議事日程は終了いたしました。</p>
議長	<p>【協議事項】 次に協議第1号、平成25年度家族経営協定の推進についてを協議いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農業振興係長	<p>はい、それでは家族経営協定の推進について説明いたします。 （以下、別資料「家族経営協定の推進について」説明により記載省略）</p>

議 長	事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 はい、どうぞ。
2 番 委 員	2 番山崎です。締結、調印式はいつころになりますか。
農 業 振 興 係 長	具体的な日程を検討しているわけではありませんが、昨年は2月の中旬過ぎくらいでしたが、それよりも前の1月中には行いたいと思っております。もしくは、早めにある程度の締結数、30～40件くらい上がれば、12月中に行うことも可能かと思いますが、基本的には12月まで強化月間にしておりますので、1月の開催を考えております。
議 長	はい、他にございませんか。
2 7 番 委 員	参考までに確認ですが、家族経営協定に年齢制限はありますか。70歳になっても締結できますか。
議 長	年齢の制限はございません。
2 7 番 委 員	もう一つ、旦那が他の仕事に就いている場合でも締結は可能ですか。
議 長	できます。大丈夫です。
9 番 委 員	9 番昆野です。直接的に家族経営協定に関連する話ではないかもしれませんが、認定農業者の件ですが、データとして、認定農業者の一覧票が私どもに出てきております。私も自分の地区の認定農業者を一覧で見えておりますが、この中にはまったく農業をやっていない人が入っていたり、農業者年金の受給者が入っていたり、これはどこで見直しされてどのように管理されているのですか。家族経営協定と直接関係ない話になりますが、当地区の経営協定に参加していない人などを眺めて精査しておりますので気が付きました。分かる範囲で教えていただきたいと思っております。
農 業 振 興 係 長	まず農業者年金の受給者については、経営者であればおそらく老齢年金であろうかと思っております。名簿そのものに関しては、農家支援室が認定農業者の担当になっておりますので名簿の管理もしております。その情報の提供を受けて、それに家族経営協定や農業者年金の加入状況などの内容をまとめて、この名簿を作成しておりますので、ベースになっている認定農業者については農家支援室の管理ということになります。農業をしていない人が入っているという点につきましては何ともお答えのしようがございません。
事 務 局 長	管理は農家支援室ではありますが、その審査にあたっては農業委員会事務局も入った審査会で行っております。審査内容については報告を受けますが、ただ、5年間というのがありまして、例えば70歳で認定農業者になり、75歳になりますね。農業者年金も、65歳から受給が始まったとして5年で70歳、ですから農業者年金が受給されていても認定農業者になれるわけです。ただ、農業をやっていない方がいるというご質問でしたが、今お話ししました通り、目標をもって5年の計画で認定農業者になったが、都合で5年に満たず3年目などで農業ができなくなったなど、あるかもしれません。その場合、5年後にはその方は認定農業者から除かれるであろうと考えられます。
9 番 委 員	分かりました。
議 長	他にありませんか。

13番委員	13番綱木です。家族経営協定は、家族内の協定に限りますか。例えば一人暮らしで農業をやりながら、家族以外の従業員など雇用している場合、協定は結べますか。
議長	その辺はどうなっていますか。
事務局長	これは法律でも何でもありませんから、その家が良い経営ができればいいということです。ですから一人暮らしであったとして、雇われて仕事しているなどといった場合においても、共同で分業制にして効率的な農業を営めるということであれば、何ら支障はないと思います。
13番委員	分かりました。
議長	その都度、状況に応じて可能ということでもいいと思います。他にございませんか。 （「なし」の声あり） それでは発言がないようですので、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 協議第1号平成25年度家族経営協定の推進については、協議のとおり推進することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 それでは、協議第1号平成25年度家族経営協定の推進については、協議のとおり推進することに決しました。
議長	【その他】 その他に移ります。 その他、委員の皆さまから何かありませんか。
1番委員	はい、1番の阿部です。
議長	はい、どうぞ。
1番委員	農業委員になって1年とちょっと経つのですが、農業委員内での意見交換の場がなかなかありませんので、お願いということで、1か月に1度なり3か月に1度なり、意見交換の場を設けていただければと思います。
議長	具体的にどういう形をお望みですか。
1番委員	今はマスタープランもありますし、あとは地域の問題点、地域内での問題とその解決策の情報交換、それと農業委員の中に大先輩もおりますので、そういう例なども含め、こう解決しましたなどの経験談など、なかなか総会の中では聞けない部分もありますので、そういった機会があればと思いました。
議長	それではご意見として承りまして、運営委員会で動きたいと思います。 他にございませんか。ないようですので、事務局から。
農地係長	それでは、皆様の封筒の資料をご覧ください。中に、TPPの資料と農地を相続したら届出が必要ですよという両面刷りのパンフレットがあります。これは農業会議から委員会として、街頭での一斉配付と依頼されたものですが、運営委員会において、一斉の行動ではなく委員さんが個々に個別訪問し利用していただきたいと協議いたしました。19枚ございますが、個別訪問にてこちらを活用してくださるようお願いいたします。
事務局長	活用というか、委員さん方の担当地区内への配付ということで19枚しかありませんが、配付して下さるようお願いしたいということです。

議 長	よろしいですか。あまり堅苦しく考えずに、配付をお願いいたします。 はい、どうぞ。
農業振興係 長	2月に遠野市地域農業マスタープランが策定されましたが、常に見直しが必要ということから、地区検討会等の開催等を考えているということで、今日、農林畜産部の農家支援室のほうから、室長においでいただきまして、そのあたりの説明をいただきたいと思っております。資料につきましては既にお配りしております、今後の遠野市地域農業マスタープランの推進について、というのがございますので、そちらをご覧ください。
議 長	【閉会】 以上をもちまして、第52回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。 (午前11時5分 閉会)
署 名	遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。 平成25年7月25日
	遠 野 市 農 業 委 員 23番 _____ 同 24番 _____
	遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____